

令和5年11月号

市場事務所便り

社会保険労務士 市場 敬將

〒381-1221
長野市松代町東条 3116-3
電話:026-278-3555 FAX:026-278-3540
e-mail:ima@ichiba-sr.com URL:www.ichiba-sr.com



増加する「ビジネスケアラー」と介護離職防止対策



◆増える「ビジネスケアラー」

「ビジネスケアラー」とは、仕事をしながら家族等の介護を行う人を指す言葉で、経済産業省によると、2030年をピークに318万人に達すると推計されています。また、これによる経済損失は約9兆1,792億円にのぼるともいわれています。

◆介護離職防止の企業向けガイドライン

厚生労働省は、会社員が家族等の介護で離職するのを防ぐ目的で、企業向けの指針をまとめると発表しました。この指針には、企業が介護休業や休暇制度、介護保険サービス等について対象従業員に周知させたり、外部の専門家と連携し、介護事業所に提出する書類作成を肩代わりしたり、相談窓口を設置したりと、従業員の介護離職を防ぐ取組みを促す内容が盛り込まれる予定です。

◆介護のための短時間勤務制度がある会社は約8割

人事院の調査によると、介護のための短時間勤務がある企業は78.4%となっています。そのうち、短縮する週当たりの時間数の上限や、短時間勤務を行える期限の上限を設けている企業はいずれも88%以上を占めています。

短縮する週当たりの時間数の上限の有無別、短縮時間数の上限の区分別企業数割合(単位:%)

企業規模	週当たりの時間数 上限	計	上限あり						上限なし	不明	
			10時間以下	10時間超 15時間以下	15時間超 20時間以下	20時間超 25時間以下	25時間超 30時間以下	30時間超			
規模計		100.0	88.3	62.1	12.1	3.5	1.4	6.5	2.6	11.0	0.7

人事院 資料より

短時間勤務を行う期間の上限の有無別、期間の上限の区分別企業数割合（単位：％）

企業規模	期間の上限 計	上限あり	期間の上限の区分別						上限なし	不明
			93日以下	93日超 6月以下	6月超 1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	3年超		
規模計	100.0	88.6	30.3	1.8	5.5	1.4	46.7	2.9	10.1	1.3

人事院 資料より

◆介護離職防止において企業が求められること

育児・介護休業法に基づいて、既に休業・休暇制度を設けている企業は大多数だとは思いますが、従業員に周知されていなかったり、運用がうまくいっていなかったりするケースもあるようです。今年度中にも、介護離職防止の企業向けガイドラインが整備される予定ですので、ガイドラインが出て慌てて対応することのないよう、自社の制度をあらかじめ確認しておくといでしょう。

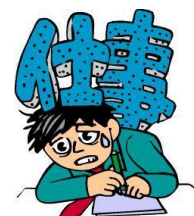
【経済産業省「介護政策」】

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kaigo_page.html

【人事院「令和4年民間企業の勤務条件制度等調査結果の概要」】

https://www.jinji.go.jp/kisya/2309/r05akimincho_bessi.pdf

11月は「過労死等防止啓発月間」です



◆過重労働解消へ向けた取組みとして

厚生労働省は、「過労死等防止対策推進法」に基づき毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためのシンポジウムやキャンペーンなどを行っています。

過労死等の件数は近年高止まりの状況にあるとされ、令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が、建設の事業、自動車運転の業務、医業に従事する医師等にも適用されることもあり、引き続き、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた機運の醸成を行うことが求められています。

◆長時間労働が行われていると考えられる事業場等への重点監督

月間中は、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導などが行われ、その対象は以下の事業場等とされています。

- ① 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場や各種情報から時間外・休日労働時間数が1カ月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等
- ② 労働基準監督署およびハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

重点的に確認する事項としては、時間外・休日労働が36協定の範囲内であるか、賃金不払残業が行われていないか、不適切な労働時間管理はないか、長時間労働者に対する医師による面接指導等、健康確保措置の有無等としています。

◆過重労働防止と労働者の健康

政府の令和5年版「過労死等防止対策白書」の概要によれば、就業者への調査で、理想の睡眠時間を6時間以上とした人が9割を占めた一方、実際に6時間以上確保できた人は全体の半数であり、産業医の視点から、過労の症状における睡眠がとれなくなることの危険性が指摘されています。

労働時間が長くなるほど睡眠時間は短くなる傾向にあります。企業としては、今後もこのような労働者の健康問題を踏まえ、過重労働防止の施策を考えていく必要があります。

【厚生労働省「11月は「過労死等防止啓発月間」です】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35661.html



□□□今月のことば □□□

今は治安維持法もないし、憲兵隊も特高もない時代です。どれほど政府に批判的な報道をしても、そのせいで逮捕拘禁されて、拷問獄死するというリスクは日本ではあり得ない。命の安全が保証されているにもかかわらず、ジャーナリストが自粛するのはなぜか。正直言って僕にはわかりません。たぶん勇気がないからなのでしょうね。政府による処罰が怖いというより、横並びのメディアの中で自分だけ突出することが怖いからなのでしょう。

勇気というのは孤立するために必要な資質です。マジョリティと意見が違っても、自分が「正しい」と思うことは「正しい」と言う。多数派が間違っていると思ったら「間違っている」と言う。多数少数にかかわらず、

自分が確信のあることについては譲らない。「自ら反みて縮くんば千万人と雖も吾往かん」という気合です。多数派に属している人間に勇氣は要りません。勇氣が要るのは孤立した少数派である時だけです。でも、今のジャーナリストたちはたぶん子どもの頃から「勇氣を持って」と教えられたことが一度もないんだと思います。マジョリティの中での相対的な優劣を競うことには熱心に取り組んで来たけれど、マジョリティを向こうに回して孤立を恐れずに自分の所信を言い切ったという経験のあるような人間はまず今の大手メディアにはいない。※内田樹の言

『新しい戦前 この国の“いま”を読み解く』

著 内田 樹・白井 聡

◆◆◆事務所よりひとこと◆◆◆



このところ自身の記憶力の低下を実感するような出来事が続きました。綾小路きみまろの漫談の中に「言ったことは忘れ、言おうとしたことまで忘れ、忘れたことも忘れ・・・」「自転車に乗って牛乳を買いに行き、帰りに自転車を忘れ・・・」というものがありますが正にそんな感じの出来事でした。困ったなあ と思っていたところ丁度ラジオで脳科学者が脳を活性化させる方法というものを紹介していました。

要約すると以下のようなことです。

- ①場所を変える 行ったことの無いカフェに行く、旅行に行く、部屋の模様替えでもOK
- ②緑（景色）を見る 本物の景色でも良いし写真でも良いとのこと
- ③自分の好きなことをする

早速①、②は犬の散歩の時にできるだけ周りの山々を眺めながら、③は好きな芸人の動画を見たり、ラジオを聴いたり日々努力を重ねております。

今後は更に頑張って①②愛犬と遠出してみようか、③芸人のライブを観に行こうか 等々計画を立て「脳を活性化する努力を惜しまない」生活をしたいと考えております。

努力は人を裏切らない。1年後には頭 冴え冴えの自分になっているはず(?)です。

ああ楽しみ。(池亀)

